

杉並区健康医療計画の改定に向けた取組について

令和5年度に「杉並区健康医療計画（以下「計画」という。）」を策定したところですが、今般、令和6年度を始期とする国の「健康日本21（第三次）」及び「東京都健康推進プラン21（第三次）」が策定されたことから、現時点での計画の目標達成状況を踏まえつつ必要な見直しを図るため、以下のとおり、改定に向けた取組を進めることとしましたので、報告します。

1 計画の位置付け等

(1) 位置付け

- 健康増進法に基づく「健康増進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画」、がん対策基本法に基づく「がん対策推進計画」及び自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」を包含する。
- 杉並区健康づくり推進条例に基づく、杉並区健康づくり推進協議会の意見を聴取しながら、区の現状に即した計画とする。

(2) 計画期間

令和7年度を始期とし、現計画の最終年度である令和9年度を終期とする。

2 計画改定のポイント

国の「健康日本21（第三次）」において、「ライフコースアプローチ※」の考え方が示されたことから、これを踏まえた健康づくりの取組を区の新たな視点として加え、次の5つから計画の改定内容を検討する。

- (1) いきいきと住み続けることができる健康づくり
- (2) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
- (3) がん対策の推進
- (4) 地域医療体制の充実
- (5) 健康危機管理の推進と安全な衛生環境の確保

※ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期までの一個人の生涯における様々な段階において、健康増進についてのニーズを的確に捉え、必要な支援を行うこと。

3 今後のスケジュール（予定）

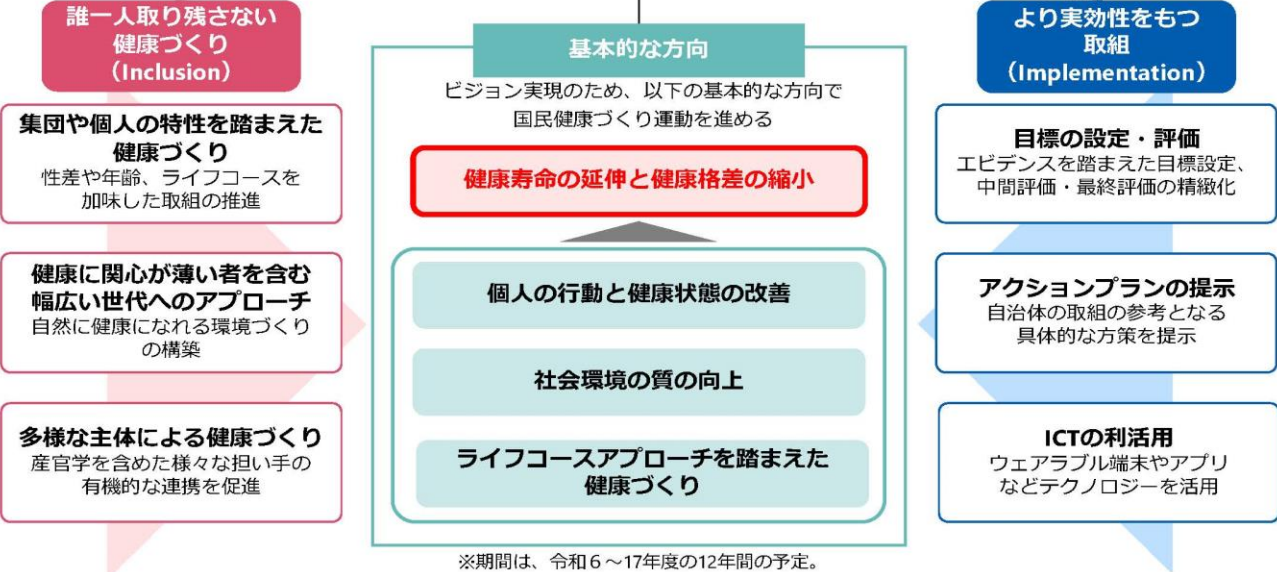
令和6年6月	改定に向けた取組について保健福祉委員会に報告
11月	計画改定案の策定及び保健福祉委員会に報告
12月	区民等の意見提出手続の実施
令和7年2月	計画の決定及び保健福祉委員会に報告

健康日本 21（第三次）及び東京都健康推進プラン 21（第三次）の主な概要

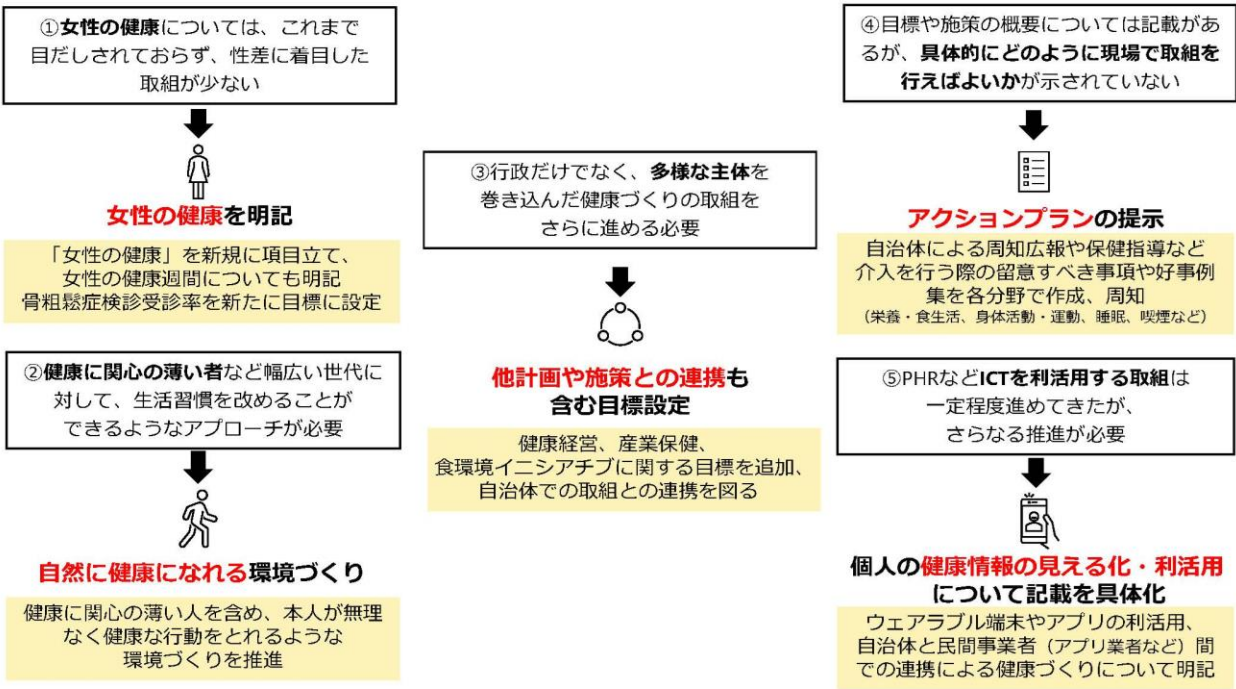
健康日本 21（第三次）の全体像

○ 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「**誰一人取り残さない健康づくり**」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「**より実効性をもつ取組の推進**」に重点を置く。

ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現



○ 「**誰一人取り残さない健康づくり**」や「**より実効性をもつ取組の推進**」に取り組むため、以下の新しい視点を取り入れる。



<東京都健康推進プラン21（第三次）概念図>

